

給水装置工事申込書

(一般用)

年 月 日

大阪広域水道企業団企業長 様

大阪広域水道企業団水道事業給水条例及び四條畷水道事業に係る大阪広域水道企業団給水条例施行規程(以下「条例等」という。)を水道の給水契約の内容になること、また条例等改正後は改正内容となることを確認し、大阪広域水道企業団水道事業給水条例第10条の規定により、下記の誓約事項を守り給水装置工事を申し込みます。

住所	住所
申込者	指定工事店 名称
氏名	代表者名
※自署又は記名押印	主任技術者名
	主任技術者交付番号 第 号

給水装置の設置場所 四條畷市
[住居表示及び区画番号のある場合] **【四條畷市** 区画番号 ()

設置場所の土地所有者 (承諾)	外線工事	要・否	道路占用申請	要・否
	申込口径	直 圧	φ mm	戸
			φ mm	戸
		貯水槽用親メーター	φ mm	個
氏名	2次側私設メーター	φ mm	個	
※自署又は記名押印				

設置場所の家屋所有者 (承諾)	納付金額(内訳) <small>竣工検査手数料は、別途必要</small>				
	加入金 (第36条)	口径	単価	数量	金額
	新設(直圧)給水装置				
氏名	小計			a	
※自署又は記名押印					

<p align="center">誓約事項</p> <p>私は、本申込みの給水装置に関する管理を次項のとおり誓約します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 緊急やむを得ない場合の給水制限・断水等により損害を生じても、企業団に対して損害を請求しません。 本申込みの給水装置に故障や漏水等が生じた場合は、自費で責任をもって処置します。 メーターを紛失又はき損した場合は、企業長が定める損害額を弁償します。 メーターの設置場所付近に検針及び取替えに支障をきたすような物品を置いたり、工作物を設けません。また、そのためにメーターの位置を変更する場合は、自費で処置します。 この工事に関して利害関係人その他の者から異議があった場合、全て工事申込者の責任において解決します。 本申込みの給水装置を第三者に譲渡する場合は、譲受人に対して一切の権利義務を継承します。 	私設メーター <small>(加入金対象メーター)</small>					
	小計				b	
	既設給水装置					
	小計				c	
	加入金額	計(a+b-c)			d	
	(内、消費税額)					
	メーター負担金 <small>(施行規程第16条の2)</small>	口径	単価	数量	金額	
	計				e	
	(内、消費税額)					
	設計審査手数料 <small>(第43条)</small>	口径	単価	数量	金額	
計				f		
納付金額 合計				(d+e+f)		
(内、消費税額)						

四條畷水道センター

水道技術管理補助者	課長	チーフ	受付

委任状

年 月 日

大阪広域水道企業団企業長 様

私は、本給水装置工事を行うに当たり、工事に必要な一切の権限を指定工事店 _____
の主任技術者 _____ に委任します。

委任者

住所

氏名

※自署又は記名押印

特記欄